

特別防衛監察の結果について（概要）

1 対象項目

「多用途ヘリコプター（艦載型）の機種選定手続に係る公正性の確保の状況」について主として以下の観点から監察を実施した。

- (1) 機種選定プロセスの公正性
- (2) 自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程等の遵守状況
- (3) 「調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について（通達）」（防経装第8303号。19.8.30）（以下、「対応要領通達」という。）の遵守状況
- (4) 関係書類等の管理状況

2 対象機関等

多用途ヘリコプター（艦載型）の機種選定手続に係る防衛省の機関等（事務次官、防衛審議官、内部部局、統合幕僚監部、海上幕僚監部、防衛装備庁及び海上自衛隊第51航空隊）

3 監察実施の概要

平成27年10月27日から特別防衛監察を開始し、以下の事項を実施した。

- (1) 機種選定手続の状況等に係る関係書類等の取得・分析
- (2) アンケートによる調査
- (3) 実地監察（現場等確認、ヒアリング、面談）

4 監察結果

- (1) 機種選定プロセスの公正性
 - 海上幕僚長（以下、「海幕長」という。）は、機種選定手続中、海上幕僚監部（以下、「海幕」という。）関係職員に対し、運用構想と整合を図るよう指導した際、大型の機種であるMCH-101を例示するなどの発言をした。発言の結果、海幕関係職員は、MCH-101を、選定されることが望ましい機種として機種選定業務を行うこととなったため、同発言は配慮を欠くものであったといえる。
 - 海幕防衛部長は、海幕長の発言を受け、海幕関係職員に対し、MCH-101の選定を優先する方針を説明した。海幕防衛部長及び海幕関係職員は、要求性能の再整理を実施し、比較的小型の機種であるSH-60Kが評価を満たすことが困難と推定される要求性能であると認識しつつ、これを運用要求書等に反映した。同行為は競争性の確保に影響を与えるものであり、不適切であったといえる。
 - 海幕防衛部長及び海幕関係職員は、SH-60Kが評価を満たすことは困難と推定される要求性能であると認識していたものの、内部部局（以下、「内局」という。）関係職員などに対し、企業の提案次第としつつも、SH-60Kは評価を満たすことが推定されると説明した。同説明は、検討等における正確性の確保に影響を与えるものであり、適切であったとはいえない。

また、検討チーム等が関与していたものの、SH-60Kが評価を満たすことが困難と推定される要求性能であるか否かについての認識に齟齬が生じたまま機種選定が進んだことから、機種選定におけるチェック態勢は不十分であったといえる。

- 海幕関係職員は、海幕性能審議委員会第7分科委員会※における審議結果を変更する際、変更のための再審議を行っていなかった。同手続は、海幕内での円滑な業務の遂行に支障を与えるものであったといえる。

※回転翼航空機等の要求性能等について審議するために設置されている委員会

- 内局及び海幕において、運用要求書及び要求性能書の決裁を経て、提案要求書の案及び評価基準書の案の決裁を行うべきところ、全て一括で決裁を行うなど手続を簡略化していた。手続を簡略化することにより、評価基準が明らかとなった以降に、遡って要求性能を変更することができる手続となることから、業務の公正性の側面を重視した場合、「多用途ヘリコプター（艦載型）の機種選定手続について（通達）」（以下、「機種選定通達」という。）が求める手続ではなかったといえる。

- (2) 自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程等の遵守状況
利害関係者との間の自衛隊員倫理法等に違反する行為は確認されなかった。
- (3) 対応要領通達の遵守状況
 - 業界関係者等からの働きかけは確認されなかった。
 - 多数の機関等において、対応要領通達に規定されている対象者一覧の作成、業界関係者等との接触方法及び接触場所、業界関係者等との接触時の報告などに関する不備を確認した。
 - 対応要領通達において、対象者として指定すべき職員などの規定が不明確となっていることを確認した。
- (4) 関係書類等の管理状況
海幕において、機種選定手続に係る一部の文書が行政文書として管理されていない状況を確認した。

5 改善策

- (1) 機種選定プロセスの公正性
 - 海幕における要求性能の作成に係る業務手順を見直す必要がある。
 - 内局が運用要求書等の作成や提案書の評価などに、より密接に関与できるよう、チェック態勢を見直す必要がある。
 - 評価基準が明らかとなった段階から遡った要求性能の変更を防止することが明確に理解されるよう、機種選定通達を見直すとともに、それらを徹底する必要がある。
 - 関係職員に対して、常に公正さを意識させるよう教育等を実施する必要がある。
- (2) 対応要領通達の遵守状況
 - 機種選定に従事する職員を確実に対象者として指定し、対応要領通達の記載事項について教育等を実施する必要がある。
 - 対応要領通達の不明確となっている記載内容について、対応要領通達の下位規則を含め、見直す必要がある。
- (3) 関係書類等の管理状況
関係職員に対し、関係規則に係る教育等を実施する必要がある。

6 結言

機種選定手続については、公正性が十分に確保されていたとはいえないことから、今後、同機種選定手続を行う場合には、改善策を講じた上で、公正性の確保に万全を期すべきである。

機種選定手続等の経過概要

時 期	概 要
26年 3月10日	【海幕における要求性能等の検討（要求性能等の審議）】 ・多用途ヘリコプター（艦載型）に係る要求性能等について、海幕性能審議委員会第7分科委員会において審議・合意
10月14日	【検討チーム会合（運用要求書等に係る検討の開始）】 ・検討チームにおいて、運用要求書等の検討を開始 ・主な候補機種は、以下の3機種であることを情報共有 ①「NH-90（エアバス）」、②「MCH-101（川崎重工）」、③「SH-60K（三菱重工）」
12月26日	【検討チーム会合（運用要求書等の合意）】 ・検討チームにおいて、①運用要求書、②要求性能書の合意
27年 3月13日	【検討チーム会合（提案要求書の案等の合意）】 ・検討チームにおいて、③提案要求書の案、④評価基準書の案の合意
3月18日 ～3月20日	【海幕における要求性能等の検討（要求性能の変更に係る検討）】 ・海幕防衛部長は、有事所要が不十分であることを理由に、救護・後送能力に係る要求性能を再検討するよう指導 ・海幕関係職員は、救護・後送能力に係る要求性能を変更することについて防衛部長へ報告
3月26日	【海幕長への要求性能の報告等】 ・海幕関係職員は、取得経費が安価の小型の機種が有利となる旨を報告 ・海幕長は、運用構想（大型の機体が必要など）と整合を図るよう指導 ・その際、海幕長は、大型の機種である、MCH-101を例示するなどの発言
3月下旬 ～4月上旬	【海幕における要求性能の再整理等（MCH-101を選定されることが望ましい機種とした検討）】 ・海幕防衛部長は、MCH-101の選定を優先する方針を海幕関係職員に説明 ・海幕防衛部長等は、救護・後送能力に係る要求性能を変更することにより、比較的小型の機種である、SH-60Kが評価を満たすことは困難と推定 ・海幕防衛部長等は、内局関係職員に対し、要求性能の変更によってもSH-60Kは評価を満たすことが推定されるが、最終的には企業の提案次第と説明
5月 1日	【海幕長への要求性能の変更等に係る報告】 ・海幕関係職員は、救護・後送能力に係る要求性能の変更などを報告
5月14日	【検討チーム会合（要求性能の変更の合意）】 ・救護・後送能力に係る要求性能の変更のため、検討チームにおいて、合意済みの①から④の内容を変更・再合意 ・その際、海幕関係職員は、SH-60Kは、要求性能を変更した場合でも、要求性能を満たすことが推定されると説明
6月 1日 ～ 5日	【①から④の決裁手続】 ・海幕長は、防政局長及び経装局長に対し、①から④をまとめて協議
7月 6日 ～ 7日	【機種選定諮問会議、大臣決定】 ・機種選定諮問会議において③及び④を審議、大臣決定
10月5日	【海幕における評価等】 ・川崎重工が提案するMCH-101を評価結果とすることを決定 ・その際、変更した救護・後送能力などに係る要求性能で、三菱重工が提案するSH-60Kは選外 ・その後、検討チーム会合は、整備計画局長の指示により中止